

学校法人国士舘役員等の報酬等支給に関する規程

制定 令和2年1月22日

(総則)

第1条 学校法人国士舘寄附行為に定める役員等の報酬、賞与、諸手当及び退職金は、この規程の定めるところにより支給する。

2 役員等とは、理事、監事の役員及び評議員、舘長、顧問をいう。

(報酬及び諸手当)

第2条 役員等の報酬月額については、別表第1に定める額を、専任教職員（以下「専任」という。）の給与支給日に支給する。なお、役員等の報酬月額については、専任の俸給支給要領に準じ支給する。

2 役員等（学長及び常任以外の理事（以下「非常任理事」という。）に就任した者を除く。）には諸手当を支給しない。ただし、常任理事及び常勤の監事の通勤費については、専任の通勤手当支給要領に準じ支給する。なお、理事長及び学長の通勤費は、自宅から勤務地までの往復タクシー料金を1月につき24日分支給する。

又、非常勤の監事、評議員及び顧問の交通費については、実費を支給することがある。

3 専任から常任理事に就任した者が、非常任理事となった場合、又は常任理事を退任し、引き続き専任として勤務する場合の俸給は、常任理事就任直前の俸給（等級・号俸）に在任年数に応ずる定期昇給を行った俸給（号俸）とする。なお、常任理事を退任直後退職する場合は、一旦、専任に復し退職したのものとして、基本給について同様の措置をとることができる。

4 理事（大学長）が退任し、引き続き専任として勤務する場合の俸給は、前号に準ずる。

5 非常任理事（学内者）が業務の一部を分担する場合、専任の給与と理事手当の合計月額が50万円に満たないときは、50万円との差額を理事手当に加算して支給する。

(賞与)

第3条 役員等の賞与については、別表第2に定める額を、専任の賞与支給日に支給する。なお、常任理事及び常勤の監事については、専任の賞与支給要領に準じ支給する。

2 学外の評議員が、就任時、もしくは就任後、国家公務員又は地方公務員に任用の場合は、前項にかかわらず、役員等の賞与は支給しない。ただし、この場合、評議員会等の出席に要する交通費等は、別に理事長が定める額を支給する。

(旅費)

第4条 役員等の旅費については、国士舘旅費規程に基づき支給する。

(退職金)

第5条 役員等の退職金については、別表第3に定めるとおりとする。

2 常任理事(学外者)及び監事(常勤)が退任する場合は、次の各号を乗じて算出した役員退職金を支給する。

(1) 別表第1に定める報酬月額。

(2) 役員在任期間及び退任理由を基として「専任教職員退職金支給規則別表2」において該当する率。なお、任期満了による退任の場合はC欄(定年率)を適用し、また任期途中の退任の場合は、A欄(自己都合率)を適用する。

(退職金加算金)

第6条 次の各号に掲げる職の在任期間を有する者には、各号により算出した額を退職金に加算して支給する。

(1) 常任理事(学外者)及び監事(常勤)

前条で算出した役員退職金に、別表第4に定める所定率を乗じ、更に理事在任年数(1年未満切り捨て)を乗じて得た額。

(2) 常任理事(学内者)

役員退任時の報酬月額に、前条第2項第2号の率を乗じ、更に別表第4に定める所定率を乗じ、最後に理事在任年数(1年未満切り捨て)を乗じて得た額。

(3) 非常任理事(学内者)

専任退職時の専任教職員退職金支給規則第6条第2項に定める基本給月額(常任理事(学内者)に在任した者については常任理事退任時の報酬月額)に、前条第2項第2号の率を乗じ、更に別表第4に定める所定率を乗じ、最後に理事在任年数(1年未満切り捨て)を乗じて得た額。

2 理事(学内者)が就・退任を繰り返した場合は、理事在任期間を通算して退職金加算金を算出する。

3 退職金加算金は退職金の20%以内とする。

(退職金及び退職金加算金の減額等)

第7条 役員等の退職金は、相当の事由がある場合は、10%以内を減額して支給することができる。ただし、その事由が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条第2項に該当するに至った場合、または支給することがふさわしくないと認められた場合は、その全額を支給しない。

2 退職金加算金は、相当の事由がある場合は、その全額を支給しない。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「学校法人国士館役員等の報酬等支給に関する内規(昭和59年6月1日施行)」及び「学校法人国士館役員等の退職金支給に関する内規(昭和59年4月1日

施行)」は、令和2年3月31日をもって廃止する。

別表第1

役員等の報酬等月額

対象職	区 分	月 額
理 事	理事長	116万円
	副理事長	108万円
	大学長	108万円
	常 任	90万円
	専任の理事は、俸給月額と理事報酬の合計を、上記金額とする。	
非常任理事	学外者	20万円
	学内者 (役職手当なし)	10万円
	学内者 (役職手当あり)	5万円
監 事	常 勤	70万円
	非常勤	20万円
評議員 (理事の兼務者は除く)	学外者	-
	学内者 (役職手当なし)	3万円
	学内者 (役職手当あり)	1.5万円
館 長		70万円
顧 問(非常勤)		-

別表第 2

役員等の賞与額

対象職	区 分	賞 与 額
常任理事 (理事長、副理事長、 理事(大学長)を含む。)	-	報酬月額に専任の当季賞 与支給率を乗じて得た額
非常任理事	学外者	役員報酬月額の1月分 (夏季及び冬季の2回)
	学内者	- (専任の賞与)
監 事	常 勤	役員報酬月額に専任の当季 賞与支給率を乗じて得た額
	非常勤	役員報酬月額の1月分 (夏季及び冬季の2回)
評議員 (理事の兼務者は除く)	学外者	30万円 (夏季及び冬季の2回)
	学内者	- (専任の賞与)
	学外者・学内者	評議員会の議長を務めた 場合1回につき1万円
館 長	-	-
顧 問(非常勤)	-	10万円～40万円 (夏季及び冬季の2回)

別表第3

役員等の退職金

対象職	区 分	種 別
常任理事 (理事長、副理事長、 理事(大学長)を含む。)	学外者	役員退職金
	学内者	- (専任の退職金)
非常任理事	学外者	-
	学内者	- (専任の退職金)
監 事	常 勤	役員退職金
	非常勤	-
評議員	学外者	-
	学内者	- (専任の退職金)
館 長	-	-
顧 問(非常勤)	-	-

別表第4

役員の退職金加算金所定率

所定率	3%
-----	----